

議案第33号

木津川市木津老人福祉センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、下記のとおり木津川市木津老人福祉センターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求める。

令和3年2月24日提出

木津川市長 河井 規子

記

- 1 施設の名称及び所在地  
名 称 木津川市木津老人福祉センター  
所在地 京都府木津川市木津川端19番地
- 2 指定管理者 京都府木津川市木津川端19番地  
社会福祉法人 木津川市社会福祉協議会  
会長 福井 博敏
- 3 指定期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

## 参考資料（議案第33号）

### 木津川市木津老人福祉センターの指定管理者の指定について

#### 1 指定管理者の概要

- (1) 団体名 社会福祉法人 木津川市社会福祉協議会
- (2) 代表者名 会長 福井 博敏
- (3) 所在地 京都府木津川市木津川端19番地
- (4) 設立年月日 平成19年3月12日
- (5) 資本金 4,000,000円

#### 2 選定理由

公募により指定管理候補者として申請を行った木津川市社会福祉協議会は、市の福祉施策と密接な連携を保ちながら高齢者をはじめ福祉の向上のための事業運営を行ってきた。

木津川市木津老人福祉センター指定管理者選定委員会において、今日まで社会福祉協議会が高齢者福祉に関わってきた経験や実績を活かすことにより、木津老人福祉センターの設置目的である高齢者福祉の拠点としての役割を發揮できるとともに、事業内容や収支計画案など総合的に評価して、木津川市社会福祉協議会が適切であると判断した。

#### 3 指定管理者に行わせる業務

- (1) 老人福祉センターの使用の許可に関する業務
- (2) 老人福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 老人福祉センターの設置目的に沿った事業実施に関する業務